

Q & A

No.	質問種別	質問内容	回答内容
1	事業内容について	サービス導入事業者を、自社代理店を通して発注いただく場合も補助の対象となりますでしょうか。	サービス導入事業者自身が、サービス導入事業者の公募に応募し、採択されれば補助の対象になります。
2	事業内容について	公募要領P8.(1) 中小企業等へのDMHの導入・メンタルヘルス対策の取組の拡大「③中小企業と同等規模と認められる企業」について、例えば大企業の事業場単位を中小企業とみなしても良いでしょうか。(企業全体では大企業に分類されるが、サービス導入事業場は従業員基準が中小企業である場合)。	補助金の交付対象が「大企業」となる場合は、中小企業と同等規模とは認められません。
3	事業内容について	コンソーシアムの参加団体としての応募と、単独事業者としての応募の2つを検討しております。例えば、既にコンソーシアムが出来ており、そちらに参加することを検討させていただく場合には、コンソーシアムをご紹介いただくことは可能でしょうか？	採択後の紹介は可能となります。公募期間中は応募前である以上、事務局としてはコンソーシアムの存在を認知できません。
4	事業内容について	P9合同説明会について 本事業の導入事業者の公募は、どのように行われるのでしょうか。 補助事業者がそれぞれ集めるのか、広く公募で呼びかける予定であるのか。 (審査の加点項目-2に、「導入事業者を開拓・確保するための工夫があるか」とされていることから、補助事業者が呼びかけを行った導入事業者が参加することを前提としている事業と、理解しております。)	採択された提供事業者による独自の呼びかけに加え、事務局が開催する合同説明会等での呼びかけを行います。いずれにせよ、導入事業者も公募により採択が決定されることとなります。
5	事業内容について	デジタルメンタルヘルスツールをベースとしつつも、サービスの一環として人によるオンラインカウンセリングを含む場合は応募要件を満たしますか	(デジタルメンタルヘルスサービスと人によるオンラインカウンセリングの)組み合わせの提供とみなされるため、応募要件を満たします。
6	事業内容について	応募時点でサービスに対する導入事業者側の導入希望意思表明・パイプラインなど需要が十分に見込まれることを示す必要はありますか？	審査観点にも記載していますが、導入事業者を確保する工夫があるか、また、導入事業者とすでに調整や予定していることがあれば提案書に記載してください。
7	事業内容について	コンソーシアム内(参加団体と代表団体の間)で、補助金を用いた業務委託や外注契約は可能でしょうか。	参加団体は補助金を受ける対象であり、外注委託がなされることを想定していません。参加団体としての条件を満たしていれば補助金の交付対象として参加することになります。
8	事業内容について	資格要件で、参加団体に医療機関や大学等を含むことは可能でしょうか。	法人格の指定はないため、可能です。
9	事業内容について	現在、メンタルヘルスのチェックサービスを提供可能なのですが、デジタルによる介入のサービスは必須でしょうか？人によるEAPサービスとの組み合わせは応募可能でしょうか？	事業の主旨や対象に則っており、予防に資するサービスであれば応募可能です。デジタルによる介入サービスと人によるEAPサービスとの組み合わせも応募可能です。
10	事業内容について	すでに補助金を受けている場合は応募できないとありましたが、今回応募するサービスで利用する研究自体が、補助金を受けていた場合は、応募は可能でしょうか。	過去の補助金事業で開発を行っており、今回の補助金で開発するというでないのであれば、応募は可能と考えられます。 公募要領の記載内容の主旨としては、別の補助金との二重取りになることを避けたいということです。
11	事業内容について	代表団体は日本に拠点を持つ企業、参加団体が海外の企業の場合、コンソーシアムでの公募参加は可能でしょうか？補足ですが、参加団体側がサービスを海外で提供しており、代表団体が日本側でのセールス・ビジネスデベロップメントを担当するような想定です。	代表団体は日本国内に拠点を有している等の要件を満たしていれば可能です。代表団体・参加団体ともに公募参加可能条件については、公募要領に記載の通りです。
12	事業内容について	サービスが年間プランを予定しています。補助金が年度末までですが、年間プランだとサービス提供が年度をまたぎますが対象になりますか	2026年3月6日までの事業実施かつ支払いが完了した分は補助金の交付対象となります。
13	事業内容について	既存サービスのアップグレードして別ラインのサービスラインナップを想定しておりますが、可能なものでしょうか？	アップグレードして異なるラインとしての提供であれば問題ありません。 公募要領の記載主旨としては、例えば、交付された補助金をもとに、本来3,000円で提供していたサービスを5,000円で提供するといったことはできないということです。
14	事業内容について	開発はいつまでに完了している必要がありますでしょうか、7月の説明会までに完成していなければいけないのでしょうか。	開発は7月の説明会までではなく、導入事業者が導入するときまでに間に合わせてください。ただし、一定の効果検証の期間を十分に確保できるような事業計画を示してください。
15	事業内容について	事業報告書及び最終報告書はコンソーシアム1つにつき1つとなりますでしょうか？※例として代表団体および参加団体のどちらからでもケースは発生するか？	報告書は1つのコンソーシアムにつき、1つ提出いただきます。 参加団体のみが報告書を出すのではなく、コンソーシアムとして1つの報告書を出してもらい、責任者は代表団体となります。
16	事業内容について	導入事業者(中小企業)の選定は、いつ頃、どのように行われるのでしょうか。	2025年6月中旬以降に公募を実施して、採択が決定されることとなります。
17	事業内容について	導入事業者への補助率が決まっているのでしょうか。	補助率は2分の1以内ということは決定しています(p.7参照)。
18	事業内容について	本事業に提案するにあたり、参考資料がありましたら教えてください。	経産省「心の健康に関する取組について」を参照ください。 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/mentalhealth.html

Q & A

19	事業費について	申請時の補助金交付決定額と事業終了時の実績総額が上下するケースの考え方について教えてください。 ①補助金交付決定額より実績総額を上回った場合 補助金交付決定額が2,000万円未満の場合、予算2,000万円の範囲であれば追加で補助金交付はありますでしょうか。 ②実績総額が補助金交付決定額よりも下回った場合 支給される補助金は交付決定額ではなく、実績の金額となりますでしょうか。	①については、追加での補助金交付はありません。 審査の結果、補助事業への採択が決定すると、採択された事業者から、提案内容に基づいてあらかじめ補助金交付申請書をご提出いただき、その申請に対して「交付決定通知書」が発出されて、はじめて事業開始となります。 事業開始時に決定される補助金交付決定額（上限額）は、事業終了まで変更（増額）されることはありません。 ②については、ご理解のとおり、補助金交付決定額の満額を受け取ることはできず、実際に支出された経費（実費）分の事後精算となります。
20	事業費について	補助金交付決定金額の範囲内であれば勘定項目間での流用は可能なのでしょうか。（精算よりも予算が低くなった項目の金額を精算よりも予算が高くなった項目の金額に振り分ける）。	「勘定項目間での流用」については、一定の制限幅を設けたうえで可能とし、制限幅を超えることが見込まれる場合には支出計画の変更申請および承認の手続きを要する運用となります。 具体的な制限幅等のルールは、採択決定後に、採択事業者へ説明します。
21	事業費について	定額補助・上限2000万円は消費税等込みと抜きのどちらでしょうか。	公募要領P23に記載の通り、交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。 なお、消費税法における納税義務者とならない補助事業者などは、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。
22	事業費について	人件費単価は自社の売価単価での精算は可能でしょうか。	不可となります。 経済産業省補助事業事務処理マニュアル(R4.6) P10～に記載の【手法1：実績単価計算】・【手法2：健保等級単価計算】の何れかで精算ください。
23	事業費について	補助金の精算方法について教えてください。	P24に記載の通り、支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。 補助金の支払いは、事業終了後の一括精算となります。代表団体への支払いは2026年3月末を予定しています。
24	提出書類について	事業は3年以上前から継続して実施していますが、グループ再編の兼ね合いで現事業を実施している会社が設立から2年しか経過しておりません。今年度の決算書も2025年6月初旬頃に完成予定のため、現在の会社で提出できるのが1期分の書類となります。この場合、足りない2期分は親会社の決算書を提出する等、対応方法について教えてください。	財務諸表は、今回の補助事業に応募される法人についてご提出いただければ結構です。 もし、グループの連結財務諸表（3期分）が提出可能であれば、必須ではありませんが併せての提出を検討ください。 質問のケースでは、親会社の財務諸表はご提出不要ですが、貴社（応募される法人）の設立第1期目の書類に、「設立2期目であるため提出できる財務諸表は第1期分のみである」旨のメモを添えて提出ください。
25	提出書類について	様式4 積算内訳書 (Excel) フォーマットを変更しました。	代表団体が、【参加団体】分を取りまとめて、提出ください。参加団体からの提出は不要です。 様式3 事業収支計画書 (Word) には【様式4 積算内訳書 (Excel) の[合計]】の金額を記入し、代表団体がご提出ください。参加団体からの提出は不要です。
26	補助事業結果の公表について	社外の学者・研究者に自社サービス監修者として入っていただいています。本補助事業を通して得られた結果やデータを学会等で公表することは可能でしょうか。	可能です。事業期間内に公表する場合は、研究計画書作成時および成果公表決定時に事務局へご共有ください。 また、研究成果として公表する場合は、関連法令及び倫理指針に則って、採択事業者の責任において実施してください。
27	その他	各社からの質問/回答は公募説明会参加者にも連携されますでしょうか？	質疑応答内容も含めて、受け付けた質問に関する回答は表に取りまとめて、ウェブ上に掲載し、公募説明会参加者にはメールで連絡します。
28	提出書類について	公募申請書（様式1） 1ページ目の「テーマ」に記載する内容ですがこれはサービス名を入れても良いのでしょうか？ それとも何か指定の中からの記載事項となりますか？	様式2 提案書に記載の【提供するサービスの類型】の番号を記入ください。 1. 認知行動療法やマインドフルネス等の心理学の理論を取り入れたデジタルサービス 2. サーベイや生体情報等を活用して心の健康に関する組織や個人の状態を把握し改善するデジタルサービス 3. チャットボットやVR技術を活用したカウンセリングサービス 4. これらのデジタルサービス等を活用した職域向けのメンタルヘルスサービス 5. その他のサービス

Q & A

29	提出書類 について	公募申請書(様式 1) 副総括事業代表者は、管理職・役員クラスが必須でしょうか。	公募要領では、特定の役職は必須要件としておりません。プロジェクトリーダーを補佐し代理を務める能力、本事業に関する高い見識と管理能力、十分な時間の確保、事務局への対応能力、構成団体への周知徹底能力を有し、これらの役割を実質的に遂行できる方を選任ください。
30	提出書類 について	公募申請書(様式 1) 参加団体の概要において、「主要外注先又は仕入先」に何を記入すべきでしょうか。主要顧客ではなく、外注先で良いのでしょうか？	ご質問の通り、貴団体(参加団体)にとつての「主要な外注先又は仕入先」をご記入ください。「主要顧客(販売先)」ではありません。例えば、ソフトウェア開発委託先、データ分析委託先、主要な資材・サービス仕入先などが該当すると考えられます。
31	提出書類 について	公募申請書(様式 1) 類似プロジェクト経歴は具体的にどの様な事項を記載すればよろしいでしょうか？	具体的には、「プロジェクト名」「実施期間」「委託元」「事業の概要・目的」「貴社(または担当者)の役割・担当業務」「具体的な成果や実績」等をご記載ください。特に、公的機関の補助事業・委託事業や効果検証のプロジェクト実績があればご記載ください。
32	提出書類 について	提案書(様式 2) サービス導入事業社を全体で 500 社を目指すとなると、採択事業社 1 団体あたり 50～60 社への導入を求められる様なイメージででしょうか？	公募要領において、採択事業者 1 団体あたりの導入社数ノルマは具体的に定めておりません。ただし、本事業の重要な目的の一つが「中小企業等への DMH 導入・メンタルヘルス対策の取組拡大」であるため、応募いただく事業者様には、事業計画の中で実現可能な範囲で、意欲的な導入目標社数を設定し、その達成に向けた具体的な戦略を示していただくことを期待しております。なお、社数はあくまで目安であり提供する人数によりこれに限りません。
33	提出書類 について	様式 4 積算内訳書 参加団体が提供するビッグデータの提供や分析、レポート作成業務などは「その他諸経費」計上としてよろしいでしょうか？	【Q & A25】の通り、様式 4 積算内訳書(Excel)】フォーマットを変更しております。 参加団体の積算内訳として計上くださいますようお願いいたします。 「その他諸経費」は、他の経費区分に属さない限定的な経費であり、「ビッグデータの分析」「レポート作成業務」といった専門的な役務提供に対しては、通常は該当しないと考えられます。
34	提出書類 について	暴力団排除に関する誓約書(様式 5) 提出はコンソーシアムとして 1 通のみでよろしいでしょうか。それとも、参加団体など、それぞれの参画団体ごとに提出が必要でしょうか。	暴力団排除に関する誓約書(様式 5)は、各参画団体からご提出いただき、代表団体にて取りまとめてご提出いただきますようお願いいたします。
35	提出書類 について	サービス効果の証明様式(様式 2 別紙) 事業期間中の検証項目を事前に申請する書類であると認識しております。アカデミアの介在にチェックをする場合、申請前にすでにアカデミアとの契約をしている必要性がありますでしょうか？ 採択後に契約予定としていますが、見込みでも問題はないでしょうか？	サービス効果の証明様式(様式 2 別紙)は、事業期間中の効果検証計画等を示すものではなく、審査項目にある「効果の根拠があるか」を評価するためのものであり、提出は任意です。アカデミアとの連携についても、申請時点で必ずしもアカデミアとの契約が締結済みである必要はありません。契約に至っていないくても、連携に向けて行った取り組みや進捗状況を記載いただき、見込みとしていただければ、差し支えありません。